

平成29年度京都府社会福祉協議会 福祉業界1Dayチャレンジ（職場体験事業） 実施要領

1 目的

社会福祉施設・事業所等に就職を希望する者または福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護サービスの職場体験を行う機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、福祉分野への人材の参入を促進することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人京都府社会福祉協議会（京都府委託事業）

3 対象者

京都府内の社会福祉施設・事業所等に就職を希望する者または京都府内に在住する福祉・介護の仕事に関心を有する者（高校生以上とする）

4 対象者の参加条件

- (1) 1Dayチャレンジの参加にあたって福祉資格は必要としない。
- (2) 1Dayチャレンジに係る給与は支給しない。
- (3) 1Dayチャレンジへの参加回数は制限しない。ただし、同一施設での1Dayチャレンジは1回限りとする。

5 受入事業者

職場体験の受入れを希望する社会福祉施設（保育園を含む）、介護保険事業所、当会福祉人材・研修センター（以下「センター」という）に対し、受入事業所として登録を行った施設・事業所とする。

6 期間

1Dayチャレンジの事業所登録期間および体験実施期間は、下記のとおりとする。

登録期間

平成29年4月3日（月）～平成29年5月31日（水）

実施期間

平成29年6月1日（木）～平成30年3月29日（金）

7 1Dayチャレンジの内容

(1) 見学

事業所の概要及び職員の仕事の様子を見てもらう。（2～3時間）

(2) 就業体験（例示）

事業所での仕事を体験してもらう。（半日以上、1日未満）

- ① 介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの職場体験

- ② 散歩の付き添い、行事への参加などの交流体験
- ③ 掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

※受入施設は、職場体験希望者の資格の有無、就労経験等を勘案して①～③を組み合わせて体験プログラムを作成すること。

8 実施方法

- (1) 1 Dayチャレンジを行う施設・事業所（以下「実施施設」という。）の長は、センター所長あて、別紙様式1「福祉業界1 Dayチャレンジ（職場体験事業）受入事業所登録届出書」に別紙様式2「福祉業界1 Dayチャレンジ（職場体験事業）事業計画書」を添付して、登録を行うものとする。
- (2) 1 Dayチャレンジを希望する者（以下「申込者」という。）については、センターが配布する（1）に基づく登録施設リストから、体験を希望する施設を、別紙様式4「福祉業界1 Dayチャレンジ（職場体験事業）申込書」に記入の上、センターあて提出するものとする。
 - ① 高校生は所属する学校を通じて申し込みを行うものとする。
 - ② ①以外のは個別に申込を行うものとする。
- (3) センターは、職場体験の実績を確認のうえ、別紙様式5「福祉業界1 Dayチャレンジ（職場体験事業）紹介票」を実施事業所の長あてメール送信するものとする。
- (4) センターは、申込者あて別紙様式6「福祉業界1 Dayチャレンジ（職場体験事業）受入決定通知書」により、受入日時や体験内容、留意事項の通知を行うものとする。
- (5) 体験終了後、実施施設の長はセンター所長あて別紙様式7「福祉業界1 Dayチャレンジ（職場体験事業）実施報告書」に必要書類を添付して提出するものとする。
- (6) 事業実施にあたって生じた申込者の傷害や事故、施設の備品および施設利用者への損害については、センターが加入する行事参加者傷害保険の範囲で、補償を行うものとする。

9 個人情報の取り扱い

本事業における個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、「社会福祉法人京都府社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

10 その他

- (1) 体験は、実習と異なることから、原則として職場体験希望者の評価はしない。
- (2) 受入施設は、天災や施設行事等のやむを得ない事情により、計画日に受け入れできなかった場合は、振替日を計画することとし、センターに連絡し了解を得る。
- (3) 受入施設が職場体験希望者に対して検便や健康診断を求める場合は、直接職場体験希望者に指示することとし、その際発生する費用は職場体験希望者が負担することとするが、体験希望者の負担がなるべく少なくなるよう、必要最小限の検査とする。

<参考> 福祉業界1Dayチャレンジ（職場体験事業）実施の流れ

